

令和2年8月28日
中国四国管区行政評価局

「ジビエ利用の推進に関する調査」の実施

中国四国管区行政評価局（局長：平野真哉）は、地域に密着した行政上の課題を取り上げ、行政運営の改善を図るため、管区行政評価局独自に調査を企画して実施しています。

政府は、野生鳥獣による農作物の被害防止や地方創生を実現するため、「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」を平成29年から開催し、捕獲の1割程度に留まっている捕獲鳥獣のジビエ利用拡大に向けた検討を行っています。

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成29年12月8日改訂 農林水産業・地域の活力創造本部）において、ジビエ利用量を倍増（平成28年度のジビエ利用量1,283トンと比較して、31年度のジビエ利用量を2,566トンとする）させるとの数値目標（政府目標）が掲げられ、農林水産省や環境省では、ジビエ利用量の拡大に向けての対策を推進しています。

中国管内における平成28年度のジビエ利用量は153トン、これが30年度には222トンと約1.5倍の伸びとなっているものの、ジビエ利用を推進する地方農政局、地方環境事務所の取組や県、市町村における取組の実態は明らかになっておらず、ジビエ関係者からは、①イノシシ・ニホンジカなど捕獲鳥獣肉の安定的な供給が行われていない、②ジビエの加工、販売、消費に至るまでの衛生管理が適切に行われていない、③加工したジビエの販路が十分確保されていないなどの課題も指摘されています。

このため、中国地方における国及び地方公共団体によるジビエ利用の拡大に向けた取組等について調査することとしましたので、公表します。

（注）ジビエという呼称は、法令上定義づけられたものではない。なお、農林水産省IPでは「食材となる野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ（gibier）といいます。」とされています。

（調査事項）

- 1 鳥獣の捕獲状況等
- 2 ジビエ利用拡大に向けた関係機関等の取組状況

（調査対象機関）

中国四国農政局、中国四国地方環境事務所、県、市町村、事業者等

（調査時期）

令和2年8月～11月（予定）

【担当部局（照会先）】

中国四国管区行政評価局
評価監視部 第1評価監視官 楠田 辰也
電 話：082-228-6352
F A X：082-228-4471
E-mail：cgk11@soumu.go.jp

(参考)

○ 全国及び中国地方のジビエ利用量の推移

(単位：ト、%)

区 分	平成 28 年度	29 年度	30 年度	
全 国	1,283 (100.0)	1,629 (127.0)	1,887 (147.1)	
うち中国地方5県	鳥取県	63	68	76
	島根県	15	19	22
	岡山県	37	24	51
	広島県	27	45	56
	山口県	12	13	19
	計	153 (100.0)	171 (111.8)	222 (145.1)

(注) 1 農林水産省の資料による。

2 () 内の数字は、平成28年度を100とした割合である。